

(案)

老発第 号
平成14年 月 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所設置市(区)長 } 宛

厚生労働省老健局長

肝炎ウイルス検診等について

今般、「医療等以外の保健事業の実施の基準」(昭和57年11月厚生省告示第185号)の一部改正により、C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルス検診が保健事業の健康診査の種類に追加されたこと等に伴い、別添の通り、肝炎ウイルス検診等実施要領を定め、平成14年4月1日から適用することとしたので、その趣旨を十分ご理解の上、貴管内市町村及び関係団体等に対し周知徹底及び適切な助言等を行い、事業の円滑な実施に遺漏のないよう、特段のご配慮をお願いしたい。

肝炎ウイルス検診等実施要領

1 目的

C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

2 肝炎ウイルス検診の対象者

- (1) 当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者を対象とする。
- (2) 上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、及び、基本健康診査においてGPT値により要指導とされた者を対象とする。なお、基本健康診査においてGPT値により要医療とされた者については、本検診によることなく、速やかに医療機関への受診を勧奨するものとする。

なお、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者については、実施の対象としないものとする。

3 実施にあたっての基本的事項

- (1) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成する。実施計画の作成にあたっては、地域の医師会等の理解と協力を得るとともに、医療機関、検診団体、検査機関等と十分に調整を図る。
- (2) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所については、地域の実情や基本健康診査など既存の保健事業の実施状況を十分に考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定する。
- (3) 肝炎ウイルス検診は、実施体制、精度管理の状況等から判断して適当と認められる実施機関に委託することができる。
- (4) 肝炎ウイルス検診の実施にあたっては、広報等により、その意義や実施の日時、場所、方法等をあらかじめ十分に地域住民に対し周知徹底する。
- (5) その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、肝炎ウイルス検診が円滑に行うことができるよう体制の整備に努める。

4 肝炎ウイルス検診の実施

肝炎ウイルス検診の項目は問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。

(1) 問 診(別紙1参照)

問診においては、基本健康診査の問診項目に加え、過去に肝機能異常が指摘されたことがあるか否か、現在C型及びB型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。なお、基本健康診査と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価とされた検体に対して行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

(3) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、基本健康診査と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

5 肝炎ウイルス検診の結果の判定(別紙2参照)

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が、高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している」と判定。

(イ) HCV抗体中力価

検査結果が中力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) HCV抗体低力価

検査結果が低力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない」と判定。

(エ) 陰 性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力値とされた検体に対して、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV RNAの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している」と判定、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。

但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定にあたっては、検診に携わる医師によって行われるものであること。

6 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

なお、基本健康診査等の結果等をあわせて総合的に勘案し、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行う。

7 結果の通知

検診の結果については、別紙2を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

8 記録の整備(別紙3参照)

検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果の判定等を記録する。

また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な事項についても記録する。

9 その他の留意事項

(1) 検診、健康相談及び健康教育の実施にあたっては、わかりやすいパンフレットやQ&Aを活用するなど、住民に対して、十分な基礎知識の普及啓発を行うこと。

(2) 判定結果の通知にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。

(3) 事後の保健指導や医療機関への受診勧奨などにあっては、地域の医療機関などと十分な連携を図って行うこと。

なお、その他保健事業に係る共通的事項及び必要事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老発第334号)によるものとする。

問診項目例

○肝臓病にかかったことや肝機能が悪いと言われたことがありますか。

はい(年頃) いいえ

○これまで、C型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。

はい(年頃) いいえ わからない

○現在又は過去に、C型肝炎の治療を受けていますか。

はい(年頃) いいえ わからない

○現在又は過去に、B型肝炎の治療を受けていますか。

はい(年頃) いいえ わからない

○肝炎ウイルス検診の目的等について理解した上で、肝炎ウイルス検診を希望しますか。

・C型肝炎ウイルス検査について
 希望する 希望しない

氏名 _____
(自署してください)

・HBs抗原検査について
 希望する 希望しない

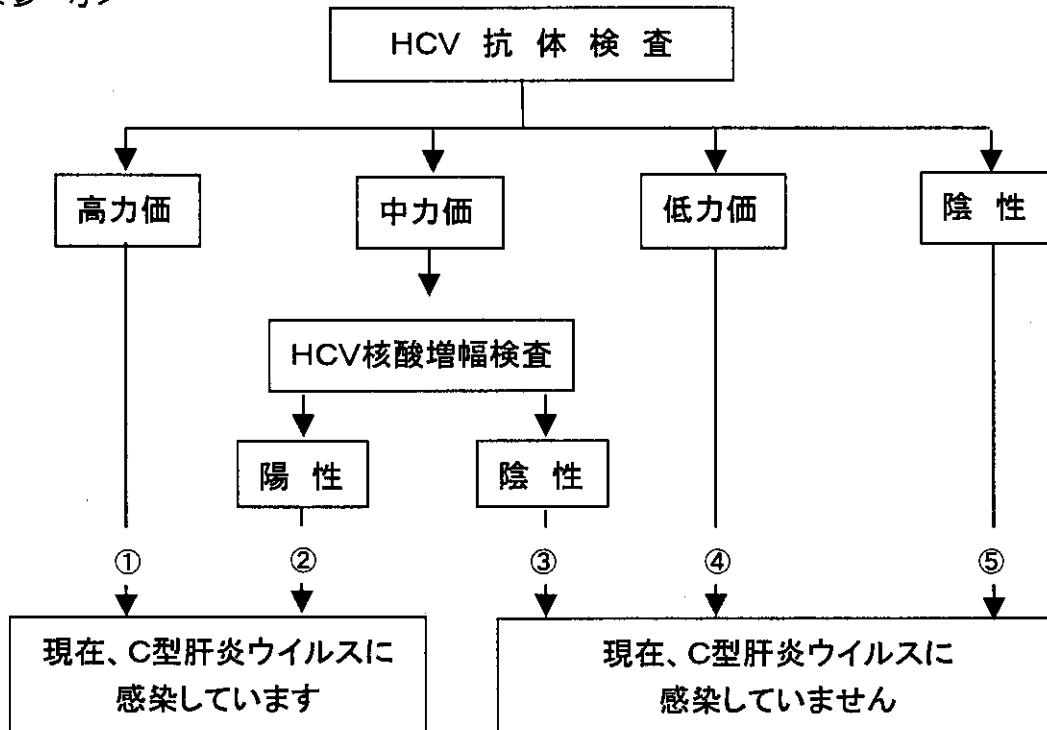
氏名 _____
(自署してください)

(別紙2)

判定結果(C型肝炎ウイルス検診)

1. 現在C型肝炎ウイルスに感染しています。
判定理由 ① ②
2. 現在C型肝炎ウイルスに感染していません。
判定理由 ③ ④ ⑤

<参考>



判定結果(HBs抗原検査)

陽 性 陰 性

<注意事項>

日常生活の場では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受けければよいとされています。

なお、「2. 現在C型肝炎ウイルスに感染していません」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされています。)があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、パンフレットに記載してあるような症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、HBs抗原検査が陰性となった場合にも、パンフレットに記載してあるような症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別紙3)

肝炎ウイルス検診の記録

受診年月日		年月日
C型肝炎 ウイルス 検査	判定結果	1. 現在C型肝炎ウイルスに感染しています 2. 現在C型肝炎ウイルスに感染していません
	判定理由	(①~⑤のいずれかを記入)
HBs抗原検査		陽性 陰性
実施機関名		